**議会運営委員会記録**

令和6年2月29日（木）

開議　 14 時 48 分

閉議　 16 時 24 分

全員協議会室

出席者

〔委　員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕牛尾議員

〔執行部〕坂田総務部長、猪狩総務課長、小林財政課長、勝手総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、久保田書記

議　題

1　令和6年3月浜田市議会定例会議について

⑴　追加付議事件及び付託案について　　 　　　　　　　　　　　　 資料1-1、1-2

⑵　その他

2　陳情審査　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料2

⑴　陳情第131号　人事案件も陳情でやるべきではないかという陳情について

⑵　陳情第132号　裁判中の案件も陳情でやるべきという陳情について

⑶　陳情第133号 メールで済むことは足並みをそろえて合理化をという陳情

について

⑷　陳情第134号　二元代表制の本質を考え、疑わしいものは「市の説明を

信じた決定」をしないようにすべきという陳情について

⑸　陳情第139号　二元代表制の守られていない例を参考にして、活動して

くださいという陳情について

3　議会に係る手続のオンライン化に対応した会議規則等の改正について　　　　　 資料3

4　厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書に係る対応について　　　　　 資料4

5 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて　 資料5

6　その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　14 時 48 分　開議　〕

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1　令和6年3月浜田市議会定例会議について

⑴　追加付議事件及び付託案について

○柳楽委員長

説明をお願いする。

○総務部長

（　以下、資料1-1を基に説明　）

○柳楽委員長

続いて付託先について、事務局長から説明をお願いする。

○下間局長

（　以下、資料1-2を基に説明　）

○柳楽委員長

ただいまの説明について質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

⑵　その他

○柳楽委員長

その他、執行部から何かあるか。

○総務部長

先ほど追加提案についてお願いさせていただいたところだが、まだ国からの情報提供が遅れているものがあり、これについてまた追加提案あるいは補正予算の関係で追加提案させていただきたい。それから同意案件もあるので、改めてまた追加提案のお願いをさせていただこうと思う。

○柳楽委員長

総務部長から説明があったように、最終日に追加提案があるとのことで付議事件の説明や付託先協議のための議会運営委員会を開催する必要があると思う。3月13日水曜日の予算決算委員会が開催される日だが、午前9時から議会運営委員会を開催したいと思うが、皆よろしいか。

○川上委員

10時までに終わるのか。

○柳楽委員長

追加の提案とのことなので、その他のことについては何もないので10時までには必ず終わると思う。では、9時からということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

では、よろしくお願いする。ここで執行部は退席となる。

（　執行部退席　）

2　陳情審査

○柳楽委員長

これから当委員会に付託された陳情5件の採決を行うが、採決に入る前に自由討議の希望があるか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので、ここで皆に1点お願いがある。採択か不採択かが聞き取りにくいため、発言時には賛成または反対として述べていただきたい。反対の場合は必ず理由を述べてもらいたい。

⑴　陳情第131号　人事案件も陳情でやるべきではないかという陳情について

○柳楽委員長

各委員にご意見を伺いたい。

○川上委員

採択すべきという思いの方は意見を述べられなくて良いのでは。不採択の方の意見を載せればそれで十分だと思うが。

○柳楽委員長

反対の方の意見を述べるだけで賛成者の意見は特に必要ないのでは、ということで。反対の方のご意見はいただきたい。

○川上委員

人事案件は市長部局の専決事項だと思う。理解できる点は一部あるが、議会で取り上げるべきものではないと私は考えている。しかしながら問題が散見されることは事実なので、執行部はこのような問題を見逃すことがないよう指摘することは必要であると考える。いずれにしてもこの陳情は、専決を考慮すれば採択すべきものではない、反対と考える。

○肥後委員

反対である。先ほど述べられたように議会が人事案件に関与すべきではないと考える。

○大谷委員

ここに示された内容について、状況が理解できないし、先ほどからあるように人事案件で個人に関わるような事柄については適切ではないと思うので反対である。

○芦谷委員

長に専ら属する権利である。庁舎管理についても長の権利である。したがって反対である。

○村木委員

私も反対である。議会において権限外のものと判断している。

○三浦委員

同じく反対である。議会が関与すべき案件ではないように考えている。

○村武委員

私も反対である。議会に権限がないと判断している。

○永見副委員長

私も反対である。議会の権限外という判断である。

○柳楽委員長

皆からご意見をいただいた。それでは陳情第131号について採決を行う。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

（　賛成者挙手　）

挙手なしということで、本陳情は不採択とするものと決した。

⑵　陳情第132号　裁判中の案件も陳情でやるべきという陳情について

○柳楽委員長

各委員にご意見を伺いたい。

○川上委員

裁判案件の内容を議会で論議することは避けるべきであると考える。理由としては、対象者不在での論議は、論点の逸脱や曖昧な論旨の流布になりかねないと思う。このような理由から、本陳情は反対とする。

○肥後委員

反対である。文脈から読み取るに、係争中の案件と思われるが、議会が係争中の案件に対して直接的に干渉し司法の判断に影響を与える行為は、司法の独立の原則に反するためである。

○大谷委員

これまで述べられた方と同意見ということで反対である。

○芦谷委員

陳情の採択基準にあるように、係争中、訴訟、捜査中、こういった案件なので反対である。

○村木委員

私も反対である。先ほどもあったように裁判中であり、それに対することについては避けるべきと思っている。

○三浦委員

議会の権限を及ぼすところではないと考える。反対である。

○村武委員

私も反対である。同じく議会の権限が及ばないと考えている。

○永見副委員長

私も反対である。係争中のものに対して議会が言えるものではないので反対である。

○柳楽委員長

それでは陳情第132号について採決を行う。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

（　賛成者挙手　）

挙手なしにより、本陳情は不採択とするものと決した。

⑶　陳情第133号 メールで済むことは足並みをそろえて合理化をという陳情について

○柳楽委員長

続けて陳情第133号の審査に入る前に、国の動きで請願書の提出等のオンライン化の動きがあるとのことである。本日議題3としてお示ししているが、陳情審査の参考にもなると思うので、先に議題3について事務局から説明をお願いする。

3　議会に係る手続のオンライン化に対応した会議規則等の改正について

○松井次長

（　以下、資料3を基に説明　）

○柳楽委員長

事務局から説明が終わった。この件について委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので、以上で議題3を終了する。それでは陳情審査に戻る。先ほどの事務局からの説明も参考にして審査をお願いする。

陳情第133号メールで済むことは足並みをそろえて合理化をという陳情について、反対の委員のご意見を伺う。その前にまず継続から伺いたい。継続の方があればご意見をいただきたい。

○村木委員

先ほどの説明もあり、これから議会運営委員会としても整理していくということもあるので、まずは継続という形を取らせていただき、今後の条例整備に沿って考えていくべきではないかと思うがいかがだろうか。

○柳楽委員長

継続というご意見があったが、それについて。

○川上委員

すでに指針的なものは出ているので、継続ではなく当市においてもメールでいくと前面に出して、これから出てくる資料を基に相手をするという方向で良いと思う。継続せずにやったほうが良いと思う。

○柳楽委員長

継続というご意見をいただいているので、そのことについてお諮りしたい。継続に賛成の方の挙手をお願いする。

（　賛成者挙手　）

挙手多数のため、この陳情については継続審査とさせていただく。

⑷　陳情第134号　二元代表制の本質を考え、疑わしいものは「市の説明を信じた決定」をしないようにすべきという陳情について

○柳楽委員長

各委員にご意見を伺いたい。

○川上委員

このことの趣旨については議会としての本質であり、住民主体の考えからもっともと思う。しかし、本文にある事件はあくまでも例であり、これをもって議会の不備と捉えることはできないものと考える。よって本陳情の本文は例として適当ではなく、趣旨については理解できるものの例が不適当であり、本陳情は反対するものである。

○肥後委員

反対である。議員各自で判断され議会として結論を出したことなので反対である。

○大谷委員

趣旨と本文について願意不明瞭と感じるため、これをもって賛成には至らないということで反対である。

○芦谷委員

この案件については長において処分されたことであって、事柄が確定しておりいまさらという感じがするので反対である。

○村木委員

反対である。趣旨は妥当と思っているが、本文内容としては議会としての決定をしたものなので反対とさせていただく。

○三浦委員

二元代表制はきちんと担保されるべきだと思うが、これまでの議論は議会での議員それぞれの見解をもって判断してきたと思うので反対とさせていただく。

○村武委員

二元代表制の本質を考えることは大切であると思うが、この案件についてはもう解決していると思うので反対とさせていただく。

○永見副委員長

この案件については、議会としてはもう結論を出している案件だと思うので反対である。

○柳楽委員長

それでは陳情第134号について採決を行う。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

（　賛成者挙手　）

挙手なしにより、本陳情は不採択とするものと決した。

⑸　陳情第139号　二元代表制の守られていない例を参考にして、活動してくださいという陳情について

○柳楽委員長

各委員にご意見を伺う。

○肥後委員

反対である。執行部の行動が選挙によって選ばれた代表者によって決定され、そして議員によってチェックされているので、民主的に正当性を保つと思う。

○大谷委員

ここに示された本文内容について、趣旨を理解しづらい点があるので、願意不明瞭ということで賛成できないと感じている。よって反対である。

○芦谷委員

反対である。二元代表制は大事だが、今日もあったように市長に対して反問権の行使をされ、議員も言うことを言うということで、浜田市議会では二元代表制が機能している。したがって陳情で言われるまでもなく、この陳情については反対である。

○村木委員

反対である。二元代表制は担保されていると思っているので反対である。

○三浦委員

反対である。二元代表制は担保されていると考える。

○村武委員

私も反対である。二元代表制は担保されていると思う。

○永見副委員長

私も、二元代表制は担保されていると思っているので反対である。

○柳楽委員長

反対の方からはご意見をいただいた。それでは陳情第139号について採決を行う。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

（　賛成者挙手　）

挙手少数により、本陳情は採択しないものと決した。以上で陳情審査を終わる。1点お願いする。各自の陳情に対する表決の記載を本日中にタブレットへ必ず入力しておいてもらいたい。不採択・反対・継続の場合はその理由も明確に記載をお願いする。賛否及び反対意見は陳情者への通知とホームページに掲載されるので、分かりやすく簡潔に記載していただくようお願いする。

3　議会に係る手続のオンライン化に対応した会議規則等の改正について

○柳楽委員長

この件については先ほど説明を受けた。説明のとおり準備ができ次第、また本委員会で議題とさせていただくのでよろしくお願いする。

4　厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書に係る対応について

○柳楽委員長

資料4を見てほしい。先般の委員会で意見書提出の方向性については了承された。意見書の内容について変更したい内容があれば、変更案を報告いただくようお願いしていたが、特に意見はなかった。したがって本日は全国市議会議長会から提示された意見書案をお示ししている。ついては修正なしということで、このとおり本委員会から意見書を提出することについて、これから皆に諮らせていただきたいがよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

この案のとおり本委員会から意見書を提出することに賛成の方の挙手を求める。

（　賛成者挙手　）

挙手全員である。本委員会からこのとおり意見書を提出することに決定した。最終日に本委員会から提案したい。よろしくお願いする。

5 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

○柳楽委員長

資料5を見てほしい。前回の委員会で報酬等審議会からの答申に係る付記事項について、今後どういった対応が考えられるか、会派の意見について報告いただくよう依頼していた。それでは各会派からお願いする。

○村木委員

山水海は、まず⑴については二つあり、一つは積極的な会派活動といったところである。政策グループとしての機能を強化するための勉強会や視察を行い、政策提言につなげるといったところ。また、政務活動の中に会派活動、一人会派もあるが、努力義務化するといったことも必要だと思っている。  
　手法としては、会派活動計画を事前に提出するといったことも検討すべきではないかといったところである。  
　二つ目の案として、積極的な議員活動というところで、活動の質を高めるための調査研究や情報収集を行い政策提言につなげるといったところで、議員活動自体がもともと政務活動の対象になってないので、一つの手法としては議員活動の報告を対象として、それぞれの議員において活動報告することも一つではないかと思っている。  
　次に⑵の対応としては、使途基準の見直しの必要性もある。現在のものを再度検討する。決して変更ありきではないが現在のものを再検討するといったところである。  
　あと、成果を活動につなげるといったところでは、まずは目的を明確にすること。加えてその必要性について説明責任が果たせるような報告書を作成するといったことも今後必要ではないかといったところである。  
　以上、⑴、⑵、それぞれ二つずつの項目を協議し、本日報告する。

○大谷委員

まずは政務活動の積極的な利用に向けて、会派やもろもろ有志も含めてだが、視察を積極的に推進して市政や市議会活動に反映することが大切ということで確認している。さらに、視察をスムーズに行うためにも、議会の年間計画がすでに発表されているが、委員会なども想定されるものについては年間行事予定の中に想定されるものを織り込んで、そしてその隙間、可能なところで積極的に視察活動ができるような配慮も必要だろうということを確認している。  
　あと、2番目について、透明性は当然担保すべきと思うが、事務作業が煩雑にならない程度の対応という、バランスを取った形であると、より積極的な活動がしやすいということなので、具体的に何がどうというところまでは言ってないが、実際に活動する中で問題点を掘り起こしながら対応ができたらということを感じている。

○川上委員

創風会では大きな意見はなかったのだが、政務活動費の交付に関する規則の変更について、ガソリン代、それから、これまでも色々と政務活動費については少なすぎるのではないかという話があったけれど、こうやって拡大的に考えていくということに関しては、非常に賛成だと思っている。同時に、使い方についても明確な手順を踏めば問題ないのだと考えている。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブは、まず執行率にばらつきがあるという意見と、積極的な活用を促してほしいということだった。ここについては積極的な活用を促していくということで、次の⑵のところだが、効果的・効率的な運用が図れるよう対象となる経費や支給要件等の検討をということだったのだが、これについては議会改革のところで燃料代の使用について先般出されているので、一定程度こういった議論が進んだかと思っている。  
　それと、視察や研修について議員活動にどのように反映されたか分かるようにしてほしいというような内容があった。これについては年度末に各議員が政務活動費についての報告書を出すときに併せて、この視察についてはどういったところで、例えば一般質問に活用してこういった結果が得られたものについては、こういった結果が得られたというような、簡単な報告も一緒に提出をすることが分かりやすいのではないかと、会派で話をした。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

皆から報告をいただいた。委員外議員の牛尾議員いかがだろうか。何かこのことについて、こういったことをしたらといったご意見があればお願いする。

○牛尾議員

せっかく枠が広がったわけだから、明らかに議員の資質向上に資するような研修会を、議長団や議会運営委員会の正副委員長で決めてもらって、この勉強会は最低出るべきだというような指針を、議会のリーダーとして示していただいて、最低それはクリアするといったようなことが必要ではないかと思った。

○柳楽委員長

各会派、また牛尾議員からもご意見をいただいた。今後の進め方だが、どのようにさせていただくのがよろしいか。何かお考えがあれば。

○三浦委員

各会派から意見を持ち寄っているので、それぞれに対してどう思うかという議論をここですべきではないか。でないと先に進まないように思う。付け加えると、結局指摘されている部分というのは、金額が増えて積極的に使うことを促すだけでは、そうなるかならないかが分からないので、具体的な手法や仕組みを何か検討するべきではないか、そういう理解で我々会派では相談した。それほど数は多くなかったかもしれないが、具体的にこういうことをやったらどうかという提案を持ってきている。そういう手法が本当に良いのかどうか、一つ一つ検討したり、それぞれの会派の中からも色々ご意見が出たと思うので、それに対して議論していくのが良いのでは。

○柳楽委員長

とりあえず今、各会派からご意見いただいたが、その中で何か確認したいことや他会派から出されたことについて、自分はこのように考えるといったようなご意見、色々あればお願いしたいのだが。

○川上委員

政務活動費は個々の議員に配付されるものなので、その活用方法を制限することはないようにはしておきたいと思う。先ほど委員外議員の牛尾議員が言われた、最低これだけはということ、確かにこれも必要だと思うが、それは個々の議員の判断にお任せする。なおかつ先ほど言ったように、明確に、使い方を明らかにしていただく。これで十分だと思う。

○三浦委員

視察に行った成果を具体的に示してほしいという意図のご意見をいただいているが、ここは難しい。必ずしも視察で見たものが、一般質問で扱うといったことにつながらないものも、もちろんあると思う。一般質問するために視察に行くわけではないので。そこは何のためにその視察に行くのかという目的が大事なのであり、その目的をしっかり明らかにして視察に行く、研修に行く、それでどうだったかというのを示すということでとどめておかないと、結局活動が制限されてしまう。例えば、私は書籍代によく政務活動費を使わせていただいているが、その書籍を読むのは問題意識を深めるためだったり、自分の知識を深めるために、もちろん執行部に対する政策提案などに結び付けるために読んでいるが、ただその書籍の中にあった意見や考え方が、どのように反映されているかは具体的に示しづらいところもあったりする。それは、示すようにしようということであれば、こういうことがこの書籍を読んでどうだったかはもちろん書けるが、必ずしも具体的な、質問につなげたといったことにはつながらないものもあるかもしれないので、そのあたりは整理したほうが良いのではないか。

○柳楽委員長

今言われたのは、公明クラブから出させていただいた意見かと思うので私から。今三浦委員が言われたように、全てのものがここに直接使ったという表し方はできないものもあるのだろうとは思う。ただ、自分はその書籍なら書籍を買ったときに、こういうことが課題だと思っていて、この書籍を今回購入したということが分かれば良いし、すごく詳しい内容でなくても、こういったところに使うためにこれをやったという、本当に簡単に分かるぐらいの報告書で良いのではないかと、会派でも話をした。

○三浦委員

そうであれば、例えばそれは視察のみに関わらず、今柳楽委員長が言われたように、書籍を購入するなど政務活動費には様々な活動が認められているのだが、なぜその書籍を買ったのか、なぜ視察に行ったのか、なぜその研修に参加したのか、そういう目的をそれぞれ明確にするのは、使途を明らかにする、市民が見られたときに、なぜこの研修に行ったのか、なぜこの本を買ったのかということが、少なからず目的は分かりやすくなると思うので、もしそういうルールをつくるのであれば、視察に限らず全般的に考えるほうが自然かとも思うし、より丁寧かとは思う。

○柳楽委員長

多分今回の付記事項でこういったことが出てきたのは、議員としては自分の色々な思いがあって視察や書籍購入などをしていると思うが、市民から見ると、何のためにこれがあったのかがやはり分かりづらいということがあり、今回こういうご意見をいただいたのだろうと思っているので、そういった意味では報告書で、すごく詳しいものでなくて良いので、そういったことが必要かということで提案させてもらった。

○三浦委員

もう少し付け加えるならば、何に使ったという用途一覧を領収書とともに全部出している。その金額の横に、何に使ったのか用途などを書くところがあるが、それに目的を書くような形で提出すれば、新しいフォーマットを作る必要もないし、今の中でなぜこれをしたのかは、より伝わりやすくなる。今のそういうルールの中で、そういう情報をもう少し加筆して提出するようにしようとか、そういう努力をするようにするのは一つ、良いのかと、話を伺いながら思った。

○川上委員

三浦委員の意見、しかりだと思う。加えていくことが非常に大事だと思う。それで明確にする方向で進められたほうが良いかと思う。

○芦谷委員

よく分かったが、やってみないと分からない部分がある。市内の政務活動費のこともあったりする。結論から言えばとにかく試運転をしてみるということである。ここに書いてあるように視察研修は議会活動ではなく議員活動なので、したがって必ずしも視察や研修に行ったからといって一般質問にはなっていない。議員活動の自由も裁量もあったりするので、とにかく説明責任が果たせることを担保して、なるべく事務処理手続きを簡素にして、議員も手続きしやすく活動しやすくなり、それが市民に分かるということを最低限クリアすれば良いと思っている。とにかく新年度にやってみることである。

○柳楽委員長

芦谷委員に確認だが、新年度ということは今年度の報告書を新年度に入ってから提出するが、そこからということか。それとも次期のということか。

○芦谷委員

令和5年度分は今までどおりやって良いと思う。令和6年度は事が変わったので報告のありようも含めて、議員や会派が考えていって執行するということである。

○大谷委員

確かに議員活動としての政務活動費は認識している。それぞれがそれぞれの思いの中で申請されるとは思うが、今回の意見にあるように、市民は各議員がという受け止めではなく議会という受け止めをすることもあると思うので、あまりにばらつくのは避けるべきではないか。その意味で先ほど牛尾議員が言われた、ある程度の指針めいたものはあったほうが議員側も動きやすい。とりあえずは動き出しながらも、気づいたところで早目に対応策が取れるようなことは考えておくべきかと思う。  
　また、視察に行った際の所感に、これまで指摘されたようなことを意識しながら思いを書いてもらい、生かされているということを報告書にまとめていくことを意識しておいたらどうかと思う。

○三浦委員

私は政務活動費を何に使うかは、各議員に活動の考え方があるので、あまり限定してほしくないと思う。一緒に同じ研修を受けるなど、ある部分では重要には思うが、政務活動費の用途、使い方においては、あまり限定してほしくない。議員それぞれの活動方針や考え方があるので、そこは自由裁量で各自に任せる方向で進めていただきたい。これは会派ではなく個人の見解である。

○柳楽委員長

研修については議会運営委員会主催で研修会等も行わせてもらっている。そういったところでも補えるかとも思うし、議員からこういった研修をやってもらいたいという話があれば、事務局は対応可能か。

（　「はい」という声あり　）

ということもあるので。

○牛尾議員

せっかく委員長が言われたので併せて皆にお願いしておきたいのだが、実は昨年11月にマニフェスト大賞授賞式に行った折、審査委員長から「そろそろ浜田市議会からご依頼があれば、議会の皆が参加していただければ勉強に呼んでほしい」との話があった際に市長が「それは良い、執行部がいくらか出す。例えば執行部が10万円、議会側が10万円出して講師を呼ぶことも可能だ」というルールづくりをしておいてもらえば、全員が参加せずとも全体で一人を呼ぶといったキャパを設けておいてもらえばやりやすい。併せて諮っていただきたい。執行部の研修予算は限られているので、どうしても研修を受けたい人がいれば議会内で話して、お金を出し合って講師を呼ぶといった可能性も残しておいてもらえば助かるのだが。よろしくお願いする。

○川上委員

牛尾議員が言われたことも理解できる。それはあくまでも提案でやれば済むことであって、政務活動費から十分出せる範囲だと思うので、特段そこを制約せずに提案いただき、皆と協議して、実行した際に参加者が出せば良い。特段の制約は必要ない。

○柳楽委員長

川上委員からもそういう意見があった。特にこの議会運営委員会でということではなく、議員どなたかから提案いただき、それに賛同される議員が参加されるというような考え方だろうか。特にどこかが主催ということではなく、提案された議員に賛同される議員が一緒にそれを行うという考え方か。

○川上委員

呼んで来ていただくとなると、その1名の方の旅費だけで済む。議員が旅費を出していくと大変な金になる。それを思えば、それも一つの手だと。したがってそれについては制限を受けるものでもない。十分牛尾議員の言われることは可能だと思う。

○柳楽委員長

今の意見についてほかには。

○村木委員

講師を招くことについて会派の中でも実は話が出た。それは会派内の講演もあれば多くの議員でやることもある。講師を招くというお金の使い方はありだと思う。もちろんその場でないと分からない部分については行くことも当然やぶさかではないのだが、一つの手法として市に招くことはありかと思っている。

○柳楽委員長

今いただいたご意見は、これまで議会運営委員会主催の研修会は行っていたが、それ以外でということか。はい。それはここでの議論になるのかどうか。

○川上委員

特段問題ないので、新たな政務活動費の中で十分活用できる部分と思うので、そこまで制限を掛ける必要ないのでは。牛尾議員が言われるのは十分理解できる。議会運営委員会から再度、こういう形もあるとご説明いただけばそれで良いのでは。

○柳楽委員長

川上委員が言われたように、ご紹介という形でよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

そういう手法もあるということで。⑴については、審議会の議事録等を拝見した中で、後払いになっている部分も、議員によっては使いにくいと思われて発言されている部分も感じ取れたのだが、そのことは皆どのように思っておられるか。

○川上委員

確かに24万円一度に使うわけではないのだろうが、必要であれば四半期や半期に分ける形の支払いが事務局でできれば、それで良いのでは。

○柳楽委員長

半期での対応はしてもらっている。これまでの10万円の半期となると使われた額によっては違うが、額が大きくなって、それで使いにくいということがないなら問題ないと思うが、そういうことを心配されての発言があったのかと思ったので。

○肥後委員

使いたいが使えないというのが個人としての本音の部分もある。というのが、半年に1回、もしくは1年に1回もらえるとのことだが、今まで勤めていた会社などでは、自腹で払った出張費が少なくともそれほど長い期間戻ってこないことはない。しかも金額的には、今までの10万円にしても、子育てに家のローンを払いながらその10万円以上を払い、返ってくるのが半年後、1年後となればやはり優先順位はどうしても低くなる。それで使えと言われても、自分で自分の首を絞めることになるので、非常に苦しいかと思う。逆に言えば先ほど少し意見があったが、2週間以内にレポートを提出するようであれば、そのときに精算してもらうのが筋ではないかと個人的に思う。

○川上委員

事務局はできれば、今肥後委員が言った形でやるのが一番正当かと考える。それで良いと思う。

○柳楽委員長

ただ、これは議会改革のところで色々検討されて、そこで出てきた結果だとは思っている。その部分もあるので、議会運営委員会は多分各会派などから委員が出ていらっしゃるところでの協議によって出た結果でもあるので、その辺も含めての議論も必要かと思うが。

○川上委員

今出た意見なので、24万円で新たな政務活動費を立てて、それを活用して議員の資質も上げる。でありながら、なかなか難しいのなら、これについてはどこかで検討してもらう。政務活動費の24万円は出してもらって、やり方もそのままで結構だと思うが、議会事務局からの出金を何とか考えていただくと、どこかで検討してほしい。

○下間局長

議会改革推進特別委員会で検討した結果を先般報告させてもらった。後払いについて特別委員会で検討した。そのときはまだ24万円に決まってないところだったので。資料の上に書いてあるが、そもそも前払いだったのが後払いになったのは監査委員からの指摘だった。より透明性が高く、不正受給の防止となると考えられるため支払い方法の変更を検討されたいというのが何年も続いており、そういった指摘を踏まえて、よその市議会も後払いが増えていった時代だったようで、検討した結果、令和元年から後払いにした。実際議員からアンケートしたときに先ほど言われたようなお言葉もあった。10万円のときはまだ良いが、24万円に増額されたときには、またそういった声が出てくることも懸念されたので、下のところに「なお今後政務活動費の増額など見直しがあった場合に、必要に応じて再検討することとされたい」とし、特別委員会としては終わった。したがって今後議会運営委員会の中で検討していただくのは良いかとは思う。ただ、条例で定めていることなので、今は半期ごと、4月から9月までのところで1回と、最後に精算できる。それを例えば先ほど言われたように四半期に直すなら条例改正が必要だし、もっと具体的に、2週間後に報告書を出すのだからそこで精算と言われるが、それは例えば研修費、視察旅費に限って言われているわけであり、例えば図書を買われるのに毎回千円買われたごとに精算をするのは事務が煩雑になるので、それは避けてもらいたい。今21人議員がおられて、21人が毎月や2週間おきに、この人は2万円、この人は3万円と精算処理をしていくのは少し悩ましい。ただ、検討していただくのは良いと思うので、事務局でもどういったことが考えられるか、事務局内でも話をしながら、また議員の声もいただきながら検討していく進め方で良いかと思う。

○芦谷委員

大変不勉強でほかの市町のことは分からないのだが、なるべく事務処理は簡素化したほうが良い。したがって、年間を二つに分けてやる方法も良いだろうが、これも事務は煩雑になる。私とすればできれば事前交付して、年度末にきちんと報告するということでどうかと思っている。都度精算というのは事務が大変煩雑になる。

○下間局長

先ほども申したが、監査委員からの指摘によってこのように変えている。またそれを元に戻す、全くの前払いにまた戻すというのはいかがなものか。監査委員から何年間か指摘があってこうしたことなので、24万円全部を前払いというのはどうかと。

○芦谷委員

前言を訂正する。いずれにせよその都度するといった事務処理の煩雑さだけは避けようという趣旨である。

○牛尾議員

全国的に見て正しい使い方が行われてない。そういう事例が全国にあり、何年も監査委員から指摘を受けた結果、やむを得ずそのようにした経緯があるのだから、それを元に戻すことは、その辺の議論をもう1回ゼロからやっていかなければいけないので。肥後委員が言われたのは良く分かるのだが、先ほど局長が言ったように、金額は増えたので、その辺の扱いはどうするかというのは、例えば議会改革推進特別委員会に任せていただければ、前例・前提を踏まえてさらに希望に沿えるようなことができるかどうか、検討させていただければと思っている。

○柳楽委員長

確認だが、私も議会改革推進特別委員会から出してもらっている検討結果の報告を見た際、再検討という言葉があるので、今後議会改革推進特別委員会でこれもまた検討されることになっているのかとも思ったのだが、そういうわけではないのか。

○下間局長

これはこの特別委員会で一旦検討した結果を議長に出し、一旦は手が離れたような形である。これからは議会運営委員会で検討していただければ良いと思う。  
　あと1点、私は条例のほうで4月から9月までと、9月から年度末までと定めているのかと思ったら、規則のほうで定めていたので、条例改正ではなく規則改正でできるので、もちろんしっかり議論してもらって協議が整えば本会議に掛ける必要なく決裁で適宜できる。ただ、もちろんしっかり議論してどのようにするか決めていただく必要はある。今、半年に一度精算できるのを、四半期にすることもできなくはない。金額で決めていく方法もなくはない。

○柳楽委員長

議会改革推進特別委員会委員長から、議会改革推進特別委員会でも検討できるとのことだったが、今回この付記事項について議会運営委員会で検討することになったので、この取扱いについて、精算部分についてもこのまま議会運営委員会でやるか。

○川上委員

せっかく議会運営委員会でということだったので、半年や四半期ということに関しては各会派へ持ち帰ってもらい、一番近いところで再度この件だけ話をさせていただくという形で今日は置いていただけたらと思う。

○柳楽委員長

川上委員から、会派へ持ち帰り直近の議会運営委員会でまた協議したいとの話があったが、それについていかがか。

○芦谷委員

政務活動費の交付に関する細則を見ると、浜田市議会議会運営委員会決定となっているので、改めて議会改革推進特別委員会の手を煩わすことなく、議会運営委員会の中で決定すれば良い。

○柳楽委員長

川上委員の持ち帰りという提案についてはいかがか。

○芦谷委員

それは良いと思う。

○村木委員

確認だが、持ち帰る内容というのは支払時期ということでよろしいか。

○柳楽委員長

はい。それでは後払いになっているところの部分について持ち帰っていただき、最終日の議会運営委員会でまたご意見をいただく形でお願いしたい。今言われたように、この部分については持ち帰りでということだったので、先ほど出た、報告書にどういった形で活用したのかという報告を少し付け加えることについては、皆ご賛同いただけるということでよろしいか。

○三浦委員

先ほど村木委員から会派の見解を示させてもらったが、用途についての全般的な見直しを改めてしたほうが良いのではといった提案や、活用促進を促すアナウンスをするだけでは付記事項への対応としては十分ではないと我々は思っている。その中で、例えば会派制度を敷いているのだから会派の活動計画を立てて、そういうのでやってはどうかといういくつかの提案をさせてもらっている、それが採用されるかどうかはこれからの議論だが、一応先ほどの報告書、公明クラブからの提案も含めていくつか提案事項があったと思うので、報告書だけでなく各提案については協議の上に上げてもらって取り扱っていただければと思う。

○柳楽委員長

持ち帰りの部分は先ほどの後払いのことだけで良いのか。それともすべてか。

○三浦委員

今日、各テーマについて議論する、ある程度進めるということであれば議論したら良いと思うし、今日は持ち帰ろうとなったときに持ち帰るテーマとして一応提案したものは協議に上げてもらいたいということである。

○川上委員

今せっかく山水海からも声があったので、その件についても会派へ持ち帰って検討して、次回再度という形でやられたら良いかと思う。

○柳楽委員長

私も思っていたのだが、今日特に何か書面で出してもらう形にはしてなかったので、ほかの会派の方は分かりづらい部分もあったかと思うので、事務局で今日の分を取りまとめてもらい、また配信してもらって検討ということにさせてもらって良いか。

（　「はい」という声あり　）

ということなので、一応それは最終日の議会運営委員会までのところで一旦提出してもらったほうが良いのか。

○村木委員

山水海の書いたデータはもちろん提供する準備はある。

○下間局長

今日の議論は録音しているので、どこの会派がこのような考えを出してくれたか事務局で整理して一覧表にしようと思う。また、宿題ということではないがそれをもって配信させていただく。それに対して回答を書いてもらっておいたほうが最終日には議論しやすいかと思う。そういった形にさせてもらって良いか。

○柳楽委員長

今日の分も意見をいただくのに、やはり出しておいてもらったほうが分かりやすかったかと反省しているので、そういった形で事務局から今日のまとめたものを送ってもらい、また皆からは会派の意見をまとめてもらい、文書として提出していただく形にしたい。期限については事務局から改めて示してもらうので、そのようにお願いする。それではこの答申結果についての今日の検討はこれくらいでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

ではこれについては以上で終わりたい。

6　その他

○柳楽委員長

先般お願いした義援金についてだが、全体で20万円集まった。北信越市議会議長会と、市職員と同様の対応として市長公室を通じて輪島市へ、各10万円をお送りしたい。これについては最終日の全員協議会で資料を付けて全議員へ報告してもらう。皆ご協力いただき感謝する。  
　そのほかに委員から何かあるか。

○川上委員

私から1件ある。市議会申合せの議案質疑において質疑回数は1議題につき3回までとする。ただし議長が必要と認めた場合はこの限りではないとあるが、確かに議事進行を思えば3回も良いのだと思うが、私は基本的な考えをただすときに質疑の趣旨に添わない答弁や質疑が要旨と判別しないときの再質問も1回とされている。また、回数制限があるために一つの質疑で多くの項目を論じる必要が発生した場合、内容理解のための答弁時の確認も1回とされる場合がある。よってなかなか深くまで入っていくことは不可能である。したがって回数制限をなくし、一問一答としていただけたらと考えている。

○柳楽委員長

川上委員から、議案質疑の質問回数を3回までと制限されている件で、1回の質問で何項目も出てくると執行部も分かりづらいこともあるかと思う。今この場で出されたご意見なので、なかなか皆も考えにくいかと思う。何か意見があれば伺う。

○川上委員

突然出したものなので、よろしければ皆お持ち帰りになり、各会派で検討いただいたらと思う。

○柳楽委員長

提案された川上委員からそういう言葉をいただいたので、このことについても会派へ持ち帰ってもらい、また報告をいただきたい。それでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それではよろしくお願いする。そのほかに委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

では次回の議会運営委員会の日程を再度確認する。次回は3月13日水曜日の午前9時から、第4委員会室で開催するのでよろしくお願いする。  
　最後にお願いだが、本日の内容についてこの後会派で共有していただくようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

〔　16 時 24 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　議会運営委員会委員長　　柳楽　真智子